

⑤相続人がおひとりの場合にご用意いただく書類です。

| | 必要書類等 | 準備されるにあたっての注意事項 | 備考 | 確認欄 |
|---------------------|---|---|---------------------------------------|-----|
| 1 | 相続手続依頼書 | 相続人の署名・実印での捺印をお願い致します。 相続人を○で囲み、相続預金を明示してください。 | 当庫窓口でお受け取りください。 | |
| AまたはBのいずれかをご用意ください。 | | | | |
| 2 | A： 亡くなられた方の戸籍謄本 (全部事項証明書) | 生まれた時からお亡くなりになった時まで 続いている戸籍謄本を全てご用意願います。 「改製」・「婚姻」・「転籍」・「分籍」・「家 督相続」などがある場合は、戸籍簿が新 しくなっていますのでそれ以前の戸籍謄 本をお願い致します。 | 本籍所在の市区町村 役場でお取り寄せく ださい。 | |
| | 除籍謄本 (除籍全部事項証明書) | 既にお亡くなりになっている相続人につ いては別途戸籍謄本をお願いすることが あります。 | | |
| | 改製原戸籍謄本など | 戸籍謄本の請求について、遠方の場合は、 郵送請求書をご利用ください。 | | |
| | 相続人の戸籍謄本 (全部事項証明書) | 亡くなられた方の戸籍謄本で確認が取れ ない相続人の方は、相続関係が確認でき る戸籍謄本をご用意ください。 | | |
| | B： 登記所（法務局）発行の認 証文付き法定相続情報一覧 図の写し | 法定相続人または代理人が法定相続情報 一覧図を作成し、本籍地または住所地管 轄の登記所（法務局）で確認、保管の手 続きが必要となります。 | 保管の手続きを行っ た登記所（法務局）で お取り寄せください。 | |
| 3 | 相続人の印鑑登録証明書 (原則発行日から6ヶ月以内、 融資取引のある場合は、発行 日から3ヶ月以内) | 相続人のものが1通必要です。 海外に居住している方で印鑑登録証明書 が発行されない方、または、発行できない 方は、その居住している国の大使館、領 事館で発行するサイン証明書が必要です。 | 現住所の市区町村役 場でお取り寄せくだ さい。 | |
| 4 | 住民票の写し | 相続人の住所と印鑑登録証明書の住所が 相違している場合などに必要となります。 | 現住所の市区町村役場 でお取り寄せください。 | |
| 5 | <預金の場合> 預金通帳・証書・キャッシュ カード | 全ての通帳・証書・カードが必要で す。 | 当庫窓口でご確認く ださい。 | |
| | <貸金庫の場合> 鍵・カード | 別途解約届が必要です。 | 当庫窓口でお受け取 りください。 | |
| | <カードローンの場合> ローンカード | マル優・当座預金・貸金庫・カードローン・ 出資金・公共債・投資信託・外貨預金 | | |
| | <出資金> 出資証券・会員カード | | | |
| 6 | 相続人の実印 取引印 | 預金等の払出時は、実印が必要です。 ※名義変更により、お取引を引き継がれる 場合は取引印の登録が必要となります。 | | |